



「医薬品」と 「医薬品に似ているもの」



あらためて、医薬品とは何でしょうか？食品や化粧品とはどこが異なるのでしょうか？
 医薬品の中にも、市販されている医薬品や、処方箋がないともらうことのできない医薬品などがあります。
 今月号では「医薬品」と「医薬品に似ているもの」について取り上げます。



医薬品とは？

病気の治療や予防、診断に使用されるもので、有効成分の効果が国によって認められているものです。ただし、機械や器具など（医療機器）は含みません。

医薬品には、薬局やドラッグストアで処方箋がなくても買える「**一般用医薬品（市販薬）**」や、医師の処方箋が必要な「**処方箋医薬品**」などがあります。

もっと詳しくみると、法令では、以下のように分類されています。

法令による医薬品の分類

医薬品の分類			説明
医薬品	薬局医薬品	医療用医薬品	処方箋医薬品 医師が診断した上で発行する処方箋に基づいて、薬剤師が調剤してお渡しする薬。 
		その他の医療用医薬品	(医療用医薬品のうち、一定条件下で処方箋がなくても薬局で販売できる薬。)
	薬局製剤(薬局製造販売医薬品)		薬局の設備や器具を用いて製造し、薬局で直接販売する薬。
	要指導医薬品		今まで医療用で使われていた成分が初めて市販されて間がなく、市販薬としてのリスクが確立していない薬など。
	一般用医薬品	第1類医薬品 第2類医薬品 第3類医薬品	処方箋がなくても購入できる、薬局・ドラッグストアなどで市販されている薬。 薬のリスクの高さによって、第1類～第3類に分類される。 

医療用医薬品を含む薬局医薬品や要指導医薬品は、薬剤師しか取り扱うことができません。一方、一般用医薬品は、薬剤師や登録販売者のいる薬局・ドラッグストア等で販売されています。

症状の軽い場合などに一般用医薬品で様子を見ることもあると思いますが、どの薬を選べばよいのか、他の薬との飲み合わせはどうか、病院を受診した方がよいかどうかなど、薬剤師や登録販売者に相談するとよいでしょう。

「医薬品」と「医薬部外品」「化粧品」「健康食品」との違いは？

医薬品と似たようなものに、「**医薬部外品**」や「**化粧品**」、「**健康食品(サプリメントなど)**」などがあります。それぞれどのような違いがあるのでしょうか。

まず、大きく分けると、医薬品と健康食品とその中間にある医薬部外品や化粧品の4つに分けることができると思います。医薬品が主に病気の治療・予防に使われるのに対して、健康食品は主に健康の維持・増進を目的としています。

■ 医薬品、医薬部外品、化粧品、食品の違い^{1, 2)}

医薬品		病気の治療や予防、診断に使用されるもので、有効成分の効果が国によって認められているもの。
医薬部外品		効果をもたらす成分を含むが、医薬品に比べ人の体に対する作用が穏やかなもの。 例) ビタミン剤・健胃薬など医薬品に近い性質の製品、制汗スプレー、歯周病・虫歯予防の歯磨き剤、口中清涼剤、ヘアカラー、育毛剤、薬用化粧品、殺虫剤、虫よけなど
化粧品		体を清潔にすること、美しさと魅力を増して肌や毛を健やかにすることを目的としている成分で、人の体に対する作用が穏やかなもの。 例) 基礎化粧品、メイクアップ化粧品、石鹸、シャンプー、歯磨き剤など
健康食品	保健機能食品	特定保健用食品(トクホ) 健康の維持、増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、表示が許可された食品。 例) 「お腹の調子を整える食品」、「コレステロールの吸収を抑える食品」など
		栄養機能食品 すでに健康への科学的根拠が確認された栄養成分を一定量含む食品。栄養成分の補給に利用できる。 例) ビタミン類、ミネラル類など
		機能性表示食品 企業の責任で、健康への機能性を表示した食品。
	一般食品	いわゆる「健康食品」を含む、一般の食品。機能性の表示はできない。

販売される場所については、医薬品は薬局やドラッグストアで販売されますが、それ以外は一般の小売業で販売が可能となっています。

また、認められる効能効果表現も異なります。医薬品は、特定の疾病や症状に対する治療や予防効果が認められているため、効能や効果を表示することができます。医薬品に比べると医薬部外品や化粧品は、作用が穏やかであるため、医薬品のように治療効果がありますという表示はできませんが、一定の範囲で効能や効果を表示することが可能です。

一方、健康食品はあくまでも食品のカテゴリーですので、医薬品のような効能や効果の表示はできません。しかし、健康食品の中でも「保健機能食品」とよばれる、特定の保健効果や機能を表示できるものもあります。

医薬品医療機器等法の規制を受ける医薬品などと、食品としての取り扱いになる健康食品は、似ていても異なるものです。病気の治療に健康食品は使えませんが、ふだんの食事の補助として健康食品を利用するのは有効でしょう。それぞれの特徴を知り、薬剤師等の専門家の情報も活用しながら、上手に使用していきましょう。

【参考文献】

- 1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 2) 消費者庁:機能性表示食品に関する情報 <http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

